

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会
第2回専門委員会④

会 議 録

日時 令和6年6月28日（金）10時00分

場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM
天神スカイホール ウェストルーム

令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会④

〔令和6年6月28日（金）〕

開 会

開会

（事務局）

本日は大変お忙しい中、また足元の大変悪い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします、福岡市こども未来局こども政策課長でございます。よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

本専門委員会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員5名のうち4名にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議は福岡市情報公開条例に基づき、公開にて開催させていただきます。

なお、本日は、松本委員がご欠席となっております。

開会に先立ちまして、お手元の配付資料のご確認をお願いいたします。

会議次第、委員名簿、会場の座席図をお配りしております。また、議題に関連する資料として、資料1「第6次福岡市子ども総合計画の方向性（案）」、資料2「第6次福岡市子ども総合計画の施策体系について（案）」、参考資料1「第1回専門委員会④における主な意見」、参考資料2「第6次子ども総合計画策定におけたワークショップの開催について」、参考資料3「子どもに関するデータ集」をお配りしております。また、第5次福岡市子ども総合計画の冊子、第1回専門委員会の資料をお手元にご用意しておりますので、必要に応じてご参照をお願いいたします。

資料は以上となりますが、皆様お揃いでしょうか。

それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、これより先の進行は、会長をお願いいたします。

議題

（会長）

おはようございます。

お手元の会議次第でございます計画の方向性及び施策体系についてご審議をお願いしたいと思います。限られた時間で、皆様にご発言いただきたいと思いますので、質問やご意見はできる限り簡潔をお願いいたします。また、事務局から説明も簡潔に分かりやすくお願いいたします。

では、議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

こども政策課長でございます。

お手元の資料1をお願いいたします。第6次子ども総合計画の方向性につきまして、第1回専門委員会では、現計画期間中の主な取組みと、現状と課題についてご審議をいただきました。

本日は、前回いただいたご意見を踏まえながら、特に重要な課題について、要因や背景を分析したうえで、それぞれに対応する施策強化の方向性を整理しております。

詳細は担当係長より説明させていただきます。

(事務局)

こども政策課企画係長でございます。

資料1「第6次福岡市子ども総合計画の方向性(案)」について、ご説明させていただきます。また、参考資料3を適宜ご参照いただきますので、お手元にご準備をお願いします。資料の構成といたしまして、左側に現計画期間中の主な取組みを、その右側に現状と主な課題、さらにその右側には、施策強化の方向性を記載しております。

まず、現計画期間中の主な取組みにつきましては、現計画のうち、子ども・子育てを支える社会づくりに関するものとして、施策5及び施策15について、計画期間である令和2年度以降の主な取組みをピックアップしております。

具体的には、男女共に子育てを行う意識の醸成及び仕事と育児の両立に向けた環境づくり、子育てを支援するまちづくり、子どもの安全を守る仕組みづくり、経済的負担の軽減、子どもの権利擁護の推進などに取り組んでまいりました。基本的には前回の専門委員会にてご説明させていただいた内容とほぼ同じとなっておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、現状と主な課題及びそれに対応する施策強化の方向性ですが、前回の委員会でいただいたご意見や当事者へのニーズ調査等をふまえ、4つの分野について整理し、記載しております。

上から順にご説明しますと、まず、少子化の進展ですが、現状と主な課題といたしまして、少子化が全国的な課題となっており、本市の出生数も減少傾向であることを挙げております。

要因や背景につきまして、参考資料3に掲載しております若者や乳幼児保護者へのアンケート調査結果をもとにご説明させていただきます。

まず、参考資料3の10ページをお開きください。(1)は18～39歳の若者へ結婚や出産についての考え方を尋ねた結果ですが、最も多い回答は、赤枠で印をつけている「結婚も子どもも、絶対必要というわけではない」で72.0パーセントとなっており、前回調査と比べると、約12ポイント上昇しております。

次に、(2)理想の子ども的人数ですが、こちらは子どもが既にいる人も含めた18～39歳の若者を対象にお尋ねしたものでございます。最も多い回答は2人で47.9パーセント、その次が3人で20.4パーセントとなっており、多くの方は子どもがほしいと考えていることが分かりますが、一方で、「子どもがほしいと思わない」と回答した人は11.6パーセントとなっており、前回調査から約3倍に増加しております。

11ページをお開きください。先ほどの設問で「子どもがほしいと思わない」と回答した人に、その理由を尋ねた結果を掲載しております。最も多い回答は、「子育ての精神的な負担が大きいから」で44.8パーセント、次いで「子育てにお金がかかるから」「自分のやりたいことができなくなるか

ら」が多くなっております。

続きまして、12ページをご覧ください。こちらは乳幼児の保護者を対象に、ほしい子どもの数と実際に予定している子どもの数をお尋ねした結果でございます。ほしいと思っている子どもの人数は、「3人」と回答した人が最も多く、赤枠で印をつけておりますが42.3パーセントとなっております。一方、実際に予定している人数につきましては、「2人」と回答した人が最も多く、50.3パーセントとなっております。

13ページをお開きください。先ほどの設問で、ほしい子どもの人数よりも実際に予定している人数を少なく回答した人に、その理由をお尋ねした結果を掲載しております。最も多い理由は、「子育てにお金がかかるから」で40.4パーセント、次いで「子育ての身体的な負担が大きいから」や「収入に不安があるから」、「年齢的な理由で無理だから」といった回答が多くなっております。

資料1にお戻りください。先ほどのアンケート結果でお示しましたように、少子化が進展する要因や背景といたしましては、価値観の多様化や晩産化の影響、子育てにかかる心身の負担や経済的な負担、家事・育児が依然として女性に偏っている状況など、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。また、早期から妊娠や出産について正しい知識を得たかったという声や、最近では、子育てのため職場などで配慮を受けている人を「子持ち様」と呼んで揶揄するなど、社会の雰囲気子どもや子育て家庭に冷たいという声もあり、そのような状況も少子化の要因の1つになっているものと考えられます。

そこで、これらの課題に対応するため、施策強化の方向性といたしまして、まず、多様な考え方や価値観を尊重したうえで、妊娠・出産・育児を前向きに考えられる社会の実現に向けた機運の醸成に取り組むことが必要と考えております。

また、男女ともに早期から妊娠・出産・育児について考える機会の充実を図るとともに、男性の家事・育児に向けた啓発に取り組むこと、ニーズを踏まえながら子育てにかかる経済的負担の軽減などに取り組むことが必要と考えております。

ここで、少子化に関連しまして、若者の結婚や婚活の状況に関するデータをご参考として紹介させていただきます。

参考資料3の14ページをお開きください。まず、(6)本市における婚姻件数ですが、直近5年分を掲載しております。近年はおよそ8千件台で推移しております。

次に、(7)未婚率ですが、平均初婚年齢が31歳前後となっておりますので、その年齢層である30歳から34歳について、国勢調査をもとに未婚率を算出したものでございます。こちらを見ますと、福岡市の未婚率は、男性については全国平均よりも低く、女性については全国平均よりも高い傾向となっております。また、経年変化をみますと、男女共に低下傾向となっております。

続きまして若者の婚活の状況について、令和5年度に実施した「福岡市青少年の意識と行動調査」の結果をもとにご説明いたします。

まず(8)婚活の経験の有無について、18～39歳の若者へお尋ねしたところ、赤枠で印をつけておりますが、「したことがない」と回答した方は72.5パーセントでした。

(9)には、婚活をしたことがないと回答した人にその理由をお尋ねした結果を記載しております。最も多い回答は、「交際相手がいるから」で43.8パーセント、次いで「自然な出会いを待ちたいか

ら」や「結婚に関心がないから」といった回答が多くなっております。

資料1にお戻りください。続きまして、父親の家事・育児への関わりについてでございますが、現状と主な課題といたしまして、父親による家事・育児は増加傾向ではあるものの、依然として女性に偏りがあることを挙げております。

参考資料3の15ページをお開きください。母親と父親の帰宅時間や、1週間の家事・育児時間に関する調査結果を掲載しております。帰宅時間につきましては、母親・父親ともに全体的にやや早くなっている傾向がございます。家事・育児時間につきましては、母親・父親ともに増加していますが、母親の家事時間は父親の約4.1倍、育児時間は約2.7倍となっております。

16ページをご覧ください。こちらは、育児休業の取得状況に関する調査結果でございますが、父親で育児休業を取得した割合は、前回調査から増加しているものの、約1割に留まっている状況です。

17ページをお開きください。先ほどの設問で、育児休業を取得していないと回答した方へ、その理由をお尋ねした結果を掲載しております。最も多かった回答は「仕事が忙しかったから」で45.3パーセント、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くなっており、子育てを理由に休暇等を取得しづらい職場環境があると考えられます。

資料1にお戻りください。このような課題に対応するため、施策強化の方向性といたしまして、まず、プレパパや父親が子育てについて学ぶ機会や、父親同士の交流機会の充実など、父親の家事・育児を促す取組みを強化する必要があると考えております。また、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりや、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成に取り組む必要があると考えております。

次に、子育てしやすい環境づくりについてでございますが、現状と主な課題の1点目といたしまして、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加していることを挙げております。

参考資料3の18ページをお開きください。乳幼児保護者を対象に、子育てに対する不安や負担をお尋ねしたところ、「不安や負担を感じる」又は「多少は感じる」と回答した方は、合計76.6パーセントで、前回と比べ約6ポイント上昇しております。

この要因や背景といたしましては、平均世帯人員の減少や地域関係の希薄化、コロナ下での交流機会の不足などにより、身近な相談相手が減っていることも一因と考えられます。

資料1にお戻りください。このような課題に対応するため、施策強化の方向性といたしまして、子育ての不安や悩みの早期把握・早期支援に向け、身近な相談機能の強化や、プッシュ型の情報発信の充実等に取り組む必要があると考えております。現状と主な課題の2点目といたしまして、外出しやすい環境の充実を求める声が多いことを挙げております。

参考資料3の19ページをお開きください。乳幼児保護者を対象に、市内での外出の際の困りごとをお尋ねした結果でございます。最も多い回答は、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所が少ない」で30.8パーセント、次いで、「小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ない」や「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」が多くなっております。

また、ニーズ調査の自由意見欄などにおいて、雨の日や夏の暑い日に子どもを安心して遊ばせるこ

とができる場所やボール遊びができる場所を求める声もあり、年齢などに応じた環境の充実が求められております。

資料1にお戻りください。このような課題に対応するため、施策強化の方向性といたしましては、企業や地域などとも連携しながら、子育て家庭が外出しやすい環境づくりや、子どもの遊び・活動の場づくりに社会全体で取り組む必要があると考えております。

最後に、子どもの権利の尊重についてでございますが、要因・背景に記載のとおり、令和5年4月に施行されたこども基本法において、子どもの権利の尊重などの基本理念にのっとり、こども施策の策定及び実施することが国及び自治体の責務として規定されたほか、事業主や国民においても、子ども施策に関心と理解を深め、国や自治体を実施する施策に協力することがそれぞれ努力義務とされており、子どもの権利の尊重に向けた取組みの充実が求められているところでございます。これに対応するため、施策強化の方向性といたしまして、施策の策定・実施に子どもの意見を反映する取組みを進めるとともに、社会全体で子どもの権利を尊重し、子どもの意見を大切にするよう、普及啓発に取り組むことが必要と考えております。以上で、資料1の説明を終わります。

(事務局)

続きまして、お手元の資料2「第6次福岡市子ども総合計画の施策体系について(案)」を説明いたします。

左側に第5次計画の施策体系、右側に第6次計画の施策体系の方向性をお示ししておりますが、第6次計画では、現行の3つの基本目標をベースとしつつ、必要な見直しを行いたいと考えております。

なお、右上に※印で記載のとおり、第6次計画における目標の名称や施策のくくり・名称、順番につきましては、本日、方向性を確認させていただいた上で検討を行い、次回の専門委員会でお示したいと考えております。

まず、1番上、「安心して生み育てられる環境づくり」でございます。

これまでは、妊娠期から乳幼児期までを対象としておりましたが、施策によっては、この期間だけに留まらず、学齢期以降も実施する必要があるものもございます。また、少子化が進展する中、第1回専門委員会①において、男性・女性ともに早期から妊娠・出産・育児について考える機会を充実する必要性などが審議されたことを踏まえ、第6次計画では、対象を「主に妊娠前から乳幼児期」へ変更したいと考えております。

次に、青枠で囲んでおります「障がい児の支援」でございます。

これまでは、目標1に乳幼児期の支援を、目標2に学童期以降の支援を分けて記載しておりましたが、第1回専門委員会②③の合同開催において、福祉と学校教育の連携強化や、切れ目のない支援の必要性などが審議されたことを踏まえ、現在の目標3に該当するところに「障がい児の支援」として集約したいと考えております。

また、赤枠で囲んでおります、「子育てを応援する環境づくり」と「子どもの権利擁護の推進」につきまして、まさにこちらの専門委員会④でご審議いただいている内容でございますが、これらは、行政が主体となって、特定の対象へ支援を行うというより、広く社会全体で子どもを育む観点から、

新たに目標を立てて、推進していきたいと考えております。

まず、「子育てを応援する環境づくり」につきましては、国のこども未来戦略において、子ども・子育て政策を抜本的に強化する上で重要な課題の1つとして、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」ことが挙げられ、それに対応する基本理念として「社会全体の構造・意識を変える」ことが掲げられております。また、市の調査においても、子どもや子育て家庭に社会が冷たいといった意見や、仕事と妊娠・出産・育児を両立しづらい職場環境があるといった意見があることから、妊娠・出産・育児を前向きに考えられる社会の実現に向けて、機運醸成などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、「子どもの権利擁護の推進」につきましては、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、子どもの権利擁護の推進が、国や自治体、事業主、国民の義務とされており、また、後ほどご説明いたしますが、当事者を対象としたワークショップの中でも、子どもの権利や意見表明に関するご意見もいただいたことから、今後、さらに取組みを強化していきたいと考えております。資料2の説明は以上でございます。

続きまして、お手元の参考資料2をご覧ください。

今、申し上げましたワークショップに関しまして、今年2月に開催したこども・子育て審議会において、子どもや若者など当事者の意見を聴き、計画へ反映していくよう、ご意見をいただき、先日、ワークショップを実施いたしました。その結果をこちらにまとめておりますので、ご報告いたします。

実施概要ですが、5月26日と6月1日の2日間に分け、小学生から保護者まで5つの区分で実施し、計65名の方にご参加いただきました。なお、企画運営につきましては、子どもの権利擁護の推進や意見表明支援などの活動を行っているNPO法人に委託しております。

当日の実施内容ですが、まず、ガイダンスとして、目的や進め方、ルールなどを説明し、加えて、小・中学生には子どもの権利について分かりやすく説明しております。アイスブレイクで話しやすい雰囲気づくりを行った後、グループワークとして、ファシリテーターを各テーブルに配置し、サポートしながら、様々なテーマについて、意見交換を実施いたしました。

ワークショップ後のアンケートでは、良かった点として、他の参加者と意見交換ができた、自分の意見を十分に伝えることができた、足りないと感じた点として、時間が足りなかったを挙げた方が多い状況でございます。

別紙をご参照ください。こちらに参加者の意見をまとめておりますので、簡単に説明させていただきます。上から「小学生」ですが、学校教育の内容や、一人一台ずつ配布されておりますタブレット端末に関する意見、両親と一緒に過ごす時間を求める声などがございました。

次に「中学生」では、同様に学校教育の内容や、いじめの相談、教員の質や数、タブレット端末に関する意見のほか、バス料金や、子どもの意見の反映に関する意見などがございました。

次に「高校生世代」では、大学の新設や高校・大学の無償化を求める声、校則や昼休みに関する意見、英語教育の充実を求める意見、いじめや多様な学び、地域の遊び場に関する意見などがございました。

次に、18歳から39歳の「若者」では、教員や保護者、子どもそれぞれの相談先の充実や、SNSの

使用について大人の理解を求める意見、図書館や国際交流の場、障がい児教育の充実、子ども食堂に関する意見のほか、子どもや若者の意見を聴く機会やイベントの充実を求める意見などがございました。

次ページをお願いいたします。最後に「保護者」でございますが、まず「学校関連」として、多様な学びや学校教育の充実、教育費の負担軽減、小中高の連携、高校入試制度に関する意見のほか、子どもの体験機会や、子どもの意見を取り入れた学校づくりに関する意見などがございました。

次に「地域の子育て環境」について、保育所など子どもの預け先に関する意見や、保護者同士のつながりを求める声、公民館活動の充実を求める意見などがございました。

次に「支援へのアクセス」について、利用できるサービス等をより簡単に調べられるアプリなどを求める意見や、より身近な相談先を求める意見がございました。

次に「障がい児支援」について、障がいの有無に関わらず、一人ひとりのキャリアプランを求める意見や、サービスの利用手続き、障がい児を育てる親の負担軽減などに関する意見がございました。

それ以外にも、男性の育児参加を求める意見や、ひとり親への支援の充実、習い事応援事業の対象拡大を求める意見などがございました。

以上でございます。当事者の皆様から、多岐に渡るご意見をいただきました。中には市町村での対応が難しい内容もありますので、そうしたものは国や県へお伝えする機会を伺いつつ、市の施策に関するものは、関係部局と連携し、対応を検討してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(会長)

ご説明ありがとうございました。では審議を始めたいと思います。ご意見等ございましたら、お願いします。

(委員)

基本的な質問で大変恐縮ですが、参考資料3に今回調査と前回調査とありますが、前回調査は何年前に行われたものかということと、回答によって母数が随分違っていると感じましたが、色々なところからアンケート結果を拾ってきているといったことでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

子ども総合計画の改定をする際に5年に1度調査をしております。母数が異なるというところですが、子ども・子育てに関するニーズ調査というものを、乳幼児の保護者、小学生の保護者、中高生の保護者に、青少年の意識と行動調査というものを、中高生等本人、18歳から39歳の若者を対象にそれぞれ実施しております。対象ごとに回答者数が異なるという状況でございます。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

参考資料3の13ページの「収入に不安があるから」という選択肢について、前回調査の結果が載っていないのは、前回聞いていないということでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

前回まで「収入に不安があるから」と回答項目は設けておりませんでした。が、「子育てにお金がかかるから」という出の話と「収入に不安があるから」という入の話を、よりつづさに分析したいと思ひまして、今回から選択肢として追加しております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ご質問やご意見をどうぞお願いいたします。

(委員)

参考資料3にも「子育てにお金がかかるから」や「収入不安があるから」といった記載がありまして、皆さんもご存じだと思いますけれども、6月に改正子ども・子育て支援法が成立しまして、令和7年4月から両親がともに育休を14日以上取得した場合には、最大28日間、手取り収入の実質10割の給付が受けられることになりました。また、経済的支援として、今年の10月から児童手当の支給を高校生年代まで拡大し、所得制限を撤廃すると、そして第3子以降は月3万円にするということになっております。また、保育サービスでは、こども誰でも通園制度を令和8年4月から全国で開始するということになっております。

そういった面では、こういったデータも変わってくるのではないかと考えていますし、なかなか男性が育休を取るということは職場によっては厳しい状況だと思いますけれども、今後大幅に変わるのではないかと考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。今の新たな施策については、もう少し早くからやってほしかったと思わないでもないですが。

そのほか、ございませんでしょうか。

(副会長)

形式的なところですが、第5次計画では各目標に施策の方向性というものが上がっていますが、資料1の上から3つの括りが子育てを応援する環境づくりの目標として計画されるようなイメージで、資料1の1番下の子どもの権利の尊重は、子ども権利擁護の推進の目標のところに入っ

てくるというイメージでしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございます。

もしよろしければ、第5次計画の目次を引用しながら説明していただければと思います。

(事務局)

こども政策課長でございます。

第5次計画の目次に沿ってご説明いたしますと、今おっしゃっていただいたように、本日の資料1で示している、「少子化の進展」から「子育てしやすい環境づくり」のところは、現計画で申しますと、目標1の施策5の「子育てを応援する環境づくり」に該当すると考えておりまして、また、「子どもの権利の推進」につきましては、現計画の目標3の施策15の「子どもの権利擁護の推進」に該当すると考えておりますが、第6次計画の施策の体系につきましては、今後検討したいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

資料2にも関連しながら、この目次もだいぶ変わってくるということです。

(副会長)

ありがとうございました。

少子化の問題については、第5次だとどこか別のところで扱われているということでしょうか。施策5にはストレートに少子化の理由と対応するものが入っていないようですが。

(事務局)

こども政策課長でございます。

少子化には様々な背景が指摘されておりまして、1つは子育てにかかる様々な負担感というところでいうと、産前産後から乳幼児期の支援も重要ですし、学童期以降の支援も重要です。あるいは、様々な環境で育つというところで、貧困やひとり親家庭、児童虐待などでの対応も重要で、この計画で進めている施策全体を通して子育てにかかる安心感を高めることによって少子化に対応しております。

(副会長)

子育て施策を充実させていくことで、結果として少子化対策につながるかもしれないといった方向性で考えるということですか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

子育て支援の充実で言うと、経済的な負担の軽減などもまだ求められているところでございます。国の施策もございますし、このアンケート調査は令和5年11月頃に実施しましたが、市としても令和6年1月から子ども医療費の助成対象の拡充なども行っておりまして、そういった市の施策の効果なども見極めながら、今後も経済的支援の必要性など検討していきたいと考えております。

子育て支援の充実も引き続き検討していきますが、それに加えて、社会全体で子どもを育むというところで、子どもや子育て家庭を社会全体で応援するような機運の醸成ですとか、子どもの権利擁護の推進も含め、子どもを第一に考えるような取組みを進めていきたいという思いで、新しい目標を立てて、違った視点で取組みを強化していきたいと考えているところです。

(副会長)

はい、ありがとうございます。

気になったのが、参考資料3の14ページに「婚活の経験の有無」、「婚活をしない理由」のアンケート結果が載っていて、結婚するということと子どもを産み育てるということは、必ずしもイコールではないけれど、確かに結婚した後に大半の方は子どもを産まれるということなので、結婚の動向は影響しないわけではないと思いますが、施策の方向性や具体的な施策として、結婚を後押しするようなものが入るのか入らないのか、非常にセンシティブな問題なので、そこまで踏み込むのか踏み込まないのについては、どこかで議論できていたほうがいい気はしますが、検討が進むことがあったら教えてください。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ご指摘のとおり、結婚は個人の自由意思に基づくものでございますので、それを行政が押し付けるということはありませんと認識しております。

一方で、国のこども未来戦略などにおいても、少子化の背景の1つとして未婚化がよく挙げられているという状況がございまして、本日担当係長からの説明で申し上げましたように、こういった観点としてのご議論をいただきたいという意味で資料を付けさせていただいた次第でございます。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。

そのほか、今以外の点で構いませんので、意見をいただきたいと思います。

(委員)

参考資料3の15ページの「母親・父親の1週間の家事・育児時間の平均」を見て、私がかつて子育てしていた頃を思い出しますと、子どもと遊んでいる時間もなくて、今の若い方たちの育児時間が増えているというのは、若い男性は特に、子どもたちのお手伝いと言いますか、お母さんの代わり役と言いますか、感心しているところもございます。私たちの若い時は、家事や育児をやっていなか

ったと痛感しております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

今の意見に関連して、働く者の立場で感じたことがあって、父親の家事・育児については、男性の働き方というところに大きく関わってくるのかと思っていて、企業の中を見ると、管理職や役員に昇進していく人はどうしても男性が中心で、そうなる则基本的には働く時間が増えてきてということがあるのではないかと、そこの割合をもっともつと変えていく必要があつて、進んでいる企業は、女性の役員登用を進めていこうとしていると思いますが、企業内での働き方を見直していかないと、根本的なところは進んでいかないとかなと感じました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

企業だけでなく、我が国は生産性がかなり低いと言われているので、そういう見直しと言いますか、改革があつたらいいと思いますけど、生産性の向上についての見立てのようなものはありますか。

私の職場でも会議が多かつたりして、時間のパフォーマンスを上げていかないといけないのではと思いますが、難しいですね。

(委員)

そこは大きな課題であつて、現在、弊社でもやっていることは、内向きの仕事をどんどん無くしていこうとしていまして、本来、生産性というものはお客様に対して価値提供することがメインになると思いますが、例えば会議でも、今まで社内で説明するための資料作りにかんりの時間を割いてきたところがあるので、そういうところをどんどん減らして、価値を提供することに集中して、こだわっていこうというところは、だいぶ進んできているかと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

そこで少しできた時間は、また別の仕事が入ってきたりするところが悩ましいところですが、確かに日本の生産性は低いのかと思いますけれども、海外企業のドラスティックなやり方などに比べれば、そういうこともあるかもしれません。当然、ただ単に父親や母親に早く帰るとか帰らないという問題だけではないということですね。

他には何かありますか。

(副会長)

今回、父親というところを1つの柱として正面から打ち出したのはとてもいいことだと私も思っています。行政の施策の中でできることは限られていて、恐らく経済界での対応のインパクトが実際は大きいと思いますけども、父親の子育ての時間をどう増やしていくかというところ、この5年の変化で少し帰りが早くなったり、時間が割かれていたりということがあってもいいんですけど、これは世の中や意識が変わったからなのか、単純にコロナで家にいる時間が長くなったからだけなのか、正直この5年で考えると分かりにくいところがありますので、今後も取組みは必要かと思っています。

私も具体的なアイデアがあるわけではないですが、方向性としてきちっと打ち出しをして、場合によっては長時間労働で頑張っているお父さん方からすると「そう言われても」ということがあるかもしれませんが、目標を立ててやっていくことがすごく大事だと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

先ほど委員がおっしゃったように、私を含めて上の世代は、本当に当時は育児参加というよそ様の言葉が用いられていた時代で、まだまだこういった性差があったりしますけど、今の若い人たちを見ると、本当によく育児をされる時代になったと思います。我々の世代から、何の影響で変わったのかよく分からないところですが、随分大きな変革があったかと思っています。ただ、まだまだというようなことは、このデータで分かっているのです。

その他何かございませんでしょうか。

(副会長)

子どもの権利の尊重の関連ですけれど、今のところの方向性としては、この1本にまとめられていますけど、第5次計画は色々な項目に挙げていただいていたので、実際どういう形でこの施策の方向性という枠に入っていくのか少し気になっております。

特に方向性として書いてあること自体に異論があるという訳ではないですが、以前から子どもの権利の尊重が大事だということはみんな分かっている、日本に入ってきて30年位経っていて、ずっと言われてきたけど、あまり具体的な取組みがない中で、じゃあ結局どうすればいいんですかという話を延々とやってきたところがあるので、方向性においても、具体的な施策や事業レベルにつながるようなものが出ればいいと思います。

1番気になっていることは、「普及啓発に取り組む」ということで、それはすごく重要だと思いますけど、今までは自分が権利を持っていることを分かってもらったり、使ってみたりすることより、他の人にも権利があるから大事にしましょうということがずっと教えられてきている。そういった方向性が変わっていく、子どもが権利の主体で、自分のものだということを理解して、普段の生活の中から使っているという状態をどうつくっていくのかということが、今後の方向性としてすごく重要かと思っていますので、具体的にどうするかということは、次の話かもしれないですけど、今は方向性がこの1本でザクツとしたものが掲げられて、それだけで足りるかなと。政策を具体的に考えていく中で、方向性をもう少し細分化したり、具体化したりがあってもいいのかなと思いました。

この先の議論や事務局側で進めていこうという形やある程度のイメージはお持ちだと思いますが、方向性というものについて、今後こういったように検討が進んでいくのかイメージがあれば教えていただければと思います。

(事務局)

子どもの権利擁護の推進につきまして、現計画において「いじめの防止・対応」、「子どもアドボカシーの推進」、「子どもの権利の啓発と尊重」という3つの柱を立てて施策を推進しております。

これらの取組みはしっかりと引き続き推進してまいりますし、「いじめの防止・対応」につきましては、専門委員会②などでもしっかりとご議論をいただいているところでございます。

今後の方向性につきましては、副会長がおっしゃったご意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えておまして、子ども本人が権利についてしっかりと理解することが1番重要だと思いますけれども、加えて保護者や身の回りの人たちもしっかりとそれを認識し、尊重すること、さらに地域や社会全体での認識を高めていくことが重要かと考えておりますので、そうした視点で施策を充実していきたいと考えているところでございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(副会長)

分かりました。

第5次計画では、現状と課題があって、施策の方向性があって、具体的な施策が(1)、(2)と続いておりますが、具体的な施策として掲げる部分は次回の専門委員会で議論されるということになって、その段階で現状と課題はあまり変わらないと思いますけど、方向性をもう一度見直す機会もあると考えていいですか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

現計画に書いている施策の方向性の文案レベルとなりますと、原案の段階にならないとお示しすることが難しいかと考えておりますが、その一歩手前の素案の段階で可能な限り見える化して、場合によっては、方向性に帰りながらしっかりとご審議いただければと思います。

(副会長)

課題認識としては先ほどお話ししたとおりで、子どもたちに分かってもらうことはすごく難しく、私も色々なことを今もやっていますけれど、大人も理解することが難しいというか、大人の世代は教えてもらう機会がまったく無かったので、一からの勉強で体感的に分からないと難しい問題ですし、子どもは飲み込みが早いですけれど、年代や発達特性によって理解度がまったく違っていきますので、これから取組みを検討いただく上で、普及啓発をしたり、子どもの権利を尊重した

り、意見を聴く機会を確保するということが、なるべく具体的に打ち出せるように検討いただければと思います。

(会長)

子どもの発達段階を考えると、具体的な事例をもとにディスカッションして学んでいくというところがあると思います。例えば、校則の見直しなどに絡めて、先生たち含めて権利というキーワードも紹介しつつ、制服や校則についてとか、学校教育の現場でも、権利と絡めて子どもたちが主体的に考えたり、あるいは大人と調整したりする場があると思うので、今日は教育委員会からたくさん来ていらっしゃるの、そういうところを大事にさせていただけたらと思います。

(事務局)

中学校教育課長でございます。

会長がおっしゃったように、校則について、福岡市の中学校はすべての学校が子どもの意見をしっかり取り入れるため、昔は先生たちが決めて、こうせねばならないというような、ある意味一方通行的な校則でしたが、今は校則検討委員会というものを立ち上げて、子ども自身が考えて、意見をしっかり反映して校則を決定するという取組みを進めている状況でございます。

子どもたちが自分たちの意見を主張して決定していきますので、以前のように、これをしないといけないといった指導というよりも、自分たちで学校の校則を守って、より良い学校を作っていくといった主体性が生まれてきていると感じるところでございます。以上でございます。

(副会長)

参考資料2を見ると、話を十分にきちんと聞いてほしいというニーズがたくさんあるということが改めて分かったところかと思えます。これは単発のワークショップで人数がそう多くないので、話を聞いてもらう、意見を受け止めてもらうということ、普段から色々な場面で考えていかなくてはいけないだろうと思えます。

校則も1つのきっかけとして大変重要な取組みだと思います。普段の学校の中で、日常的に先生に声かけられて、話を聞いてもらえる時間が取れるかという、実際はなかなか難しい。でもそういう取組みを普段からやっていく中で、色々な意見が出て、その中から政策に関係するものが出てくるかもしれない。そういうものが常時置かれる必要があるだろうと思えます。どうしても、特に学校の中で過ごす時間が非常に長いので、その中で自分の話を聞いてもらえる機会を充実させていくということは、とても重要かと思えます。

伝えるという取組みの一方で、普段関わる大人がどれだけ聞く時間を確保できるかと。学校でも先生方が忙しい中で、クラスのみんなからちょっとずつ一対一で話を聞くというだけでも膨大な時間を割かなきゃいけない。そういうことが現実的に可能なのかも含めて、施策を考えていく必要があると思えます。

(会長)

教員のオーバーワークをさらにオーバーワークさせるみたいな感じになるのではなくて、委員の地域レベルでの子どもたちとのふれあいというものも、あっていいかなと思いました。

そのほか何かございますでしょうか。

私から先ほど話題になっていた結婚の希望を叶えるというところについて、資料的なお話をさせていただきますと、少子化社会対策基本法ができたのが約 20 年前で、その後国レベルで何年かごとにビジョンだとかが出ていて、10 年前に第一次少子化対策大綱というものができまして、その中で、基本的な考え方の 1 番目に結婚や子育てしやすい環境となるようにと掲げられています。そして、2 番目も個々人が結婚や子どもについての希望を実現できるという内容になっているので、結婚が子どもに先立ってくるということは国レベルの政策で打ち出されていますが、我々のもとでは、なぜか結婚について公的な自治体などが取り組むことは何か違うのではないかとといったところがずっと 10 年間続いていて、世界でいうと我が国と韓国は、子どものほとんどが婚姻関係から生まれているので、少子化は結婚がキーだということが、今はだいぶ共有されるようになってきました。

こども家庭庁ができて、そのホームページを見ると、地域少子化対策重点推進交付金のページがあって、地方公共団体が行う結婚に対する取組みというものが最初に載っていて、結婚・妊娠・出産・子育てに温かい社会づくりということで、結婚・新生活・新事業等に国が自治体等へ交付金等を出すというスキームができていて、結婚ということは長い目、広い目で言えばライフプランニングの 1 つですけれど、結婚支援ボランティア等育成支援プログラムなど、結婚というのが全面に出ていて、国でもともとあったものが我々の意識とか、色々な理論の中で出てくるようになったということです。子どもを持つ・持たない、結婚する・しないも、当人たちの自由意志なので、子どもを持つことに関してのみ今までやってきたところですが、結婚も当然除外する理由はないのではということで、国レベルでは結構、前からやっているという状態でございます。以上です。

(事務局)

こども政策課長でございます。

会長がおっしゃったように、10 年ほど前から少子化対策大綱ができて、国においても結婚支援が推進をされてきたところでございます。その動きについては承知しておりますが、色々な考え方があると認識しております。国がこども未来戦略を策定するにあたって設置したこども未来戦略会議においても、参加した民間の委員から、「地方自治体による婚活支援は、産めよ増やせよという残念な印象を与える」、「恋愛・結婚・出産という極めて私的な領域に官が踏み入れることには慎重になるべき」といった様々なご意見があるところであります。

(会長)

子どもを産むということについては、官が思いっきり入っているわけなので、その意見は、何を目的として、産めよ増やせよという言葉を使っているのか分かりませんが、産めよ増やせよというずいぶん長い歴史を持ったスローガンを、そういうところで言うことの目的が私はあまりピンときませんが、1 人の人が、自分も経験として色々あって、それはなかなかお役所には頼れないといった考えがあるということであれば分かりますけど、大上段に構えてそういうことを言うというこ

とは、じゃあ、子どもを産む・産まないについてあなたはという話になって、子どもを産む・産まないに関してはノーコメントなのに、結婚する・しないに関しては、産めよ増やせよと結びついた発言があったのであれば、整合性がとれないと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

先ほど少しデータでもご紹介させていただいたように、若者の価値観、考え方がすごく多様性を求めるようになってきたという背景もあるのではないかと考えておりました、国もそうですが、多様な価値観を尊重したうえで、子どもを望む人が安心して生み育てられるという、本人の希望を叶えるような姿勢で支援をしていくことが重要かと認識しております。

(会長)

ありがとうございます。

公的な機関として、子どもを産みたい人にはそれを叶えるような政策と、結婚したい人にはそれを叶えるような政策、法令もそれを支えるようになっていっているので、その2つに何らかの差異があるとは思えないのですが、子どもを産む・産まないというところから、今は結婚する・しない、その希望をどう叶えるかというところに議論が移ってきているというのは分かりますし、色々な考えがあるということは分かりますけれども、結婚の希望を叶える環境整備は国の指針にも入っている文言なので、それを今もう避けて通れないのではないかと思います。

(副会長)

結婚の問題については、恐らく制度や施策そのものがどうだったら結婚する・しないということだけではなくて、結婚することで例えば相手の親族のしがらみだとか、色々な方の関係だとか、結婚している・していないという属性に対して、今の若い人が敏感なのではというところもありますので、パートナーと一緒にやっていくという本質的な部分と違うところのしがらみみたいなものが結婚には沢山あって、そこに対する見方が色々あるというところが、政策として扱いにくい原因になっている気がします。

また、施策の方向性として婚活支援しかないとなると、まさに産めよ増やせよしか目的が見えてこないの、生々しい感じが出てしまうというところはあるかと思いますけども、少なくとも結婚ができないことの障壁が何なのか、少子化との関係でどう進めていくのか、事実婚のパートナーをどう考えていくのかなど色々な方向があり得ると思いますので、具体的な施策がないということ自体よりも、結婚について踏み込むかどうかについては、もう少し継続的に検討していく必要があるんだろうという気はします。恐らく国も方向性を打ち出しにくい状況だと思いますので、ここはできるところからやっていくということなのかなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

働き方の話ですが、企業に就職して正社員として働いている人はまだいいと思いますが、今そういう人はかなり減ってきている現状があって、パートやアルバイトのような俗にワーキングプアと言われる年収 200 万以下の人はすごく増えている状況にあるのかではないかと思ひまして、そういう方々はなかなかそういうところにまで思いがいかないということが課題だと考えています。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

婚活のところでもいいでしょうか。参考資料 3 の 14 ページの婚活をしない理由では、「結婚に関心がないから」という方が 18.2 パーセントで、「婚活は面倒だから」という方が 17.8 パーセントいて、合わせて 36 パーセントなので、3分の1は少なくとも婚活に全然興味がないのだと将来が心配になりました。以上でございます。

(副会長)

この婚活というものにマッチングアプリみたいなものは入っていないくて、婚活イベントみたいなものだけということでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。

ここでいう婚活にはマッチングアプリも含みまして、資料には載せておりませんでしたが、ご紹介させていただくと、婚活をしたことがあるという 24.5 パーセントの方にどういふ婚活をしたことがありますかという質問もしてございまして、1 番多かった回答はマッチングアプリでございます。

先ほど委員から約 3 割が結婚に関心がない、婚活は面倒というお話をいただきましたが、資料の説明が不足してございましたけれども、回答は複数選択できる形式でしたので、必ずしも全体の 3 分の 1 がそのように思っているということではございません。

(会長)

はい、ありがとうございます。

生涯未婚率って、恐らく今は言い方が違うと思いますが、50 歳時点で一度も結婚したことのない人の割合が、男性が 27 パーセントぐらいで、女性が確か 14、15 パーセントぐらい、もうすぐ男性は 3 割ぐらいになるので、そういう意味で言うと 3 割ぐらいの人は若いうちに結婚に至らないというデータも出ているのではないかなと思います。

先ほど申し上げましたけど、子どもは婚姻関係の中から大体 90 何パーセント生まれているので、ただ、婚姻関係にある人が子どもを持つかどうかの割合は、以前よりあまり変わってなくて、80 パ

一セントの後半ぐらいじゃないかと思えます。ですので、今、結婚している人が産みたいとか産みたくないとか、当然自由意志があって産みたいという方に国が今まで支援してきたので、結婚するしないでほしいと思う、あるいはするだろうなと思っている6割、7割の人に平成の最後あたりから国は指針を出してきたということで、自由意志を、なおかつ少子化対策にある程度のプラスの影響をする方に政策として国の交付金等が流れているということだと思えます。以上です。

(委員)

先ほど委員もおっしゃいましたけれども、昔は働いている人が当たり前のようなコマーシャルもございました。「24時間戦えますか」というコマーシャルもございましたけれども、今からは国の施策によってだいぶ変わってはくると思いますが、子育てできる環境づくりといえますか、育児休業を取りやすい雰囲気を作りたい企業がつくってくださるように、大企業ではある程度できると思いますが、中小企業は多い日本国内では、役所の職員もどうか分かりませんが、現実には男性社員がどのくらい育児を取っているのか教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

(会長)

そのあたりのお話は、今日ご欠席の委員がお詳しいと思いますが、何か関連のデータはありますか。

(事務局)

女性活躍推進課長でございます。

企業の男性の育児休業の取得率ということでよろしいでしょうか。最新の調査結果が令和元年度で、今年度で今から調査をする時期でございます。データが古い状態ではありますが、市内事業者における男性の育児休業は5.1パーセントとなっております。

ただ、ご存知のように育児休業法の改正がございまして、企業も公表が義務化になってきていますので、今年2月5日時点で福岡市内の事業所で国のデータベースを使って取得率を公表している企業が41社ございまして、そこでの取得率を見ますと33パーセントになっていて、かなり上がってきている状況になってきております。

(事務局)

男女共同参画課長でございます。

福岡市役所の状況で言いますと、男性職員の育休休業取得率は、令和5年度で約60パーセントとなっております。近年は非常に伸びているところでございます。

数年前に男性の育休取得100パーセント宣言というのをしております。それに沿うように休職しやすい雰囲気づくりなどの取組みを行っているところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

育休を取るも取らないも個人の判断の話なので、どういうふうに行行政が関わっていくかは難しいと思いますし、市民の意識レベルよりも、どんな企業に勤めていて、どんな環境で働かれているのが非常に大きいという話で、大きめの企業の動きと中小企業の見えない部分に乖離があるのではないかと思いますので、経営者が、将来的に日本経済がどういう中長期トレンドを取るか分かりませんが、中小企業経営者たちがどう考えているのかも割と大きな要因になってくるんじゃないかとは思っています。委員、その辺りにコメントできることはありますか。

(委員)

育休については、数年前から比べると企業も積極的にということ、場合によっては100パーセント取りましょうというところもどんどん増えてきていますが、課題は2点あると思っていて、1点目は制度自体があるかないかで、これについては風土ができてきているので進んでくるとは思います。2点目に理解が得られるかどうかというところで、制度があっても人手不足みたいなどころが多いので、休みを取ったときに周りがフォローしてくれるかも総合的に勘案すると、なかなか取得できないという現状があるかと思っておりますので、そこは非常に重い課題ですが、考えていかないといけないと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございます。

女性教員が育休を取られることは、昔からよくあることだと思いますけれど、そのパートナーというか配偶者の男性教員も同じ期間を休むとなると、恐らく欠員のような状況が今全国的にもかなり問題になっていて、子どもの教育にさらに支障が出る可能性がありかねないというか、そのあたり含めて、企業も教育行政も何らかの工夫が必要になっているということは、私が言うまでもないことですが、そういう状況について教育委員会としてはいかがでしょうか。

(事務局)

教育委員会でございます。ありがとうございます。

おっしゃるとおり福岡市の教員も若い先生が多くなり、出産を迎えるケースが多いと思います。まさに、男性の教員へも配偶者が出産した場合は、育休を推奨しているところでございます。

当然、先生が産休や育休を取得すると、基本は講師を立てることになりますけれども、年度当初には非常勤の講師の採用などが大体決まっています。育休や産休に入るときに探し始めても見つからないので、福岡市では、新しい取組みとして、出産はだいたい何月頃になるかは事前に分かっているので、その年度に本人もしくは配偶者に出産の予定がある場合は、年度当初に講師をあらかじめ雇っておいて、普段は授業のサポートをしてもらい、実際にその先生が産休や育休になったら、クラスに入ってもらうという仕組みを始めたところでございます。

(会長)

それすごく素晴らしいですね。講師の先生たちの4月から3月という単位で色々と考えている中

で、具体的には、4月から雇用するので、担任を1人で持つのは8月からだけど、それまでは学校で補助員としてやってくださいということでしょうか。何件くらいありますか。

(事務局)

仕組みとしては、おっしゃるとおりです。件数については、持ち合わせがございません。

(会長)

福岡市は周辺部や大都市圏がないような都道府県に比べて、講師の成り手がいる方ではないかと思しますので、それが拡充されるとより福岡市に若くて教員免許もある人が来るかと思いますが、企業ではなかなか難しいですから、大きな企業はある程度工夫できるでしょうけど、特に中小企業はなかなかというところに、あと一押しぐらい後押しが必要かとは思いました。

(事務局)

先ほどの企業における育休の話を少し補足させていただくと、育児・介護休業法が改正されたので、企業は必ず規定を設けて、本人への意思確認をすることが義務化されております。それと、上司との面談も義務化されておまして、私どももその法改正のタイミングで面談のやり方まで含めた手引きを作成しまして、色々なところで企業にこの取組みをお願いしているところです。

休んだ方の周りのフォローや人手が足りないといった中小企業の難しさは確かに大きな課題だと思いますけれども、100人以下の企業でも、例えばフォローした組織に対してきちんとプラス評価をするとか、手当を出すとか、そういった工夫をされてきているところが増えてきておまして、お休みする方も休暇が取得しやすいように、周りでフォローした方もきちんと評価に反映されるようにといったことも少しずつですが進んできている状況もございますので、補足させていただきます。

(会長)

面談は、従業員が1人でも必要ということでしょうか。

(事務局)

はい、規模に関わらず必要です。

(副会長)

資料1の「少子化の進展」における「2人目・3人目はほしいが年齢的に無理という声がある一方、早期から妊娠や出産についての知識を得たかったという声がある」という要因・背景に対する施策強化の方向性として、男女ともに早期から妊娠・出産・育児について考える機会の充実が挙げられています。

方向性自体は良いことだと思いますが、実際にどこでどうやっていくのかというのは、なかなか難しいのではないかという気がしていて、学校とかで子どもが生まれたりこういうことがあるとい

うことをお伝えするということがあるかもしれませんが、あまり率直に伝えすぎると、基本的に大変なわけなので、伝え方もすごく難しいですし、どのような形で実現していくのかということに、もう少しイメージを持って、方向性を考える必要があるかと思います。うまく伝わらなかったということになると、とてももったいないので。

(会長)

高校の保健の教科書に妊娠・出産と母体の年齢は関連があるといった記載が既にあります。高校の保健は必修科目なので、先生たちが上手く教えていくというのがひとつ。

それから、子育ての大変さを子どもに向かって言うということは、あなたたちは大変な負担なんだということをメッセージとして伝えることになるので、そこは学校の先生たちは工夫して、色々あるけど、やっぱり喜びなんだということを全面で伝えていただいているのではないかと思います。

アンケートの結果は、子育てはこんなに大変ですよと市民に伝えているようなもので、施策を引き出すには納得感がありますが、子どもたちに伝える際には、市民のアンケートとは違う軸で、これから人生の各ステージをすすむ子どもたちへの接し方を、学校現場では色々とされているのではないかと考えております。

(事務局)

中学校教育課長でございます。

性教育で申しますと、小学校から発達段階に応じて、異性の意識や関わりから始めて、中学校では妊娠・出産に関わる正しい知識の学習をしているところでございます。

また、保健体育の授業で、体の仕組みを学ぶとともに、家庭科では保育分野がございますので、保育園に行って実際に小さい子どもたちとふれあう中で、子育ての話を伺うだとか、乳幼児の母親に赤ちゃんを学校に連れてきていただいて、抱っこをさせていただく体験をやっている学校もあると聞いております。

早い時期に自分より年齢の低い子どもと関わって、子どもへの関心を持っていただくということと、母親からは子育ての大変さもあるかもしれませんが、楽しさや喜びをしっかりと聞く機会も学校は増やしていく必要があると考えているところでございまして、そういったところも含めて、取り組んでいけたらと思っております。

(会長)

ありがとうございます。

かなり前ですけど、専門用語で妊孕能と言いますが、年齢によって子どもを授かる力が変わっていくということを知らなかったという確か国会議員の発言が割とセンセーショナルに取り上げられて、こういったことは教えてないのかという話で。一度、文部科学省が、副読本か何かで関連するグラフ等を載せたんですけど、その信憑性についてかなり炎上した経緯があって、少し及び腰のような雰囲気も一部に流れましたが、ただ、学校で聞いていなかった、習わなかったということ

にならないように、教育のセーフティーネットは置いておこうということで今動いていっているのではないかというのが私の認識です。

(事務局)

こども政策課長です。ありがとうございます。

今のお話は、専門委員会①でも発言があっっていて、社会に出て働いて30代半ばぐらいになって、そろそろ子どもを持ちたいと思ったときには、仕事を頑張りすぎてということもあるでしょうけれども、なかなか子どもが産みづらい体になっていたことにそのとき初めて知ったと。もっと早い時期に、妊娠・出産には適齢期があるということを知っておけば、もう少し違った生活もできたというお声があるというのは聞きましたし、それ以外にも、市役所の地下1階にある不妊・不育専門相談センターに、計画の検討にあたってお話をお伺いしましたが、その中でもやはりそういったお声があるということをお聞きして、まさに会長がおっしゃったような、早い段階での知識の習得というところを進めていく必要があるのではないかと考えているところです。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ということです。何かございましたら、お願いいたします。

(副会長)

現在、どう扱われているかということも少しお聞きして、分かりました。

方向性としては、何かを具体的に伝えるというよりも考える機会の充実を図るという書き方で、まさにそういった機会を色々なポイントで、年齢に応じて増やしていくということかと思えます。それが少子化対策という意味でどうつながっていくかという点については、まだイメージができていないところはありますが、ご説明を聞いてよく分かりました。

(会長)

そのほか、ございますでしょうか。

(委員)

私ごとですが、昨年、全国大会で千葉に行き、北部九州の民生委員と仲良くなりまして、福岡市で今年3月に十数人で交流会を開催したところ、福岡市公民館の充実ぶりに驚かれました。福岡市に住んでいる人は当たり前と思っているかもしれませんが、一小学校区に一公民館あって、公民館長や主事、補助員がいて、定期的に役所の職員や保健師が来ていたり、子育てサロンや研修、交流会などが充実していたりします。ただし、市外から転入してきたら、公民館制度というのを把握されていない方がほとんどです。公民館制度は、素晴らしいことだと思っておりますので、今後も続けていただきたいと思えます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

そろそろ最後のコメントを皆様にご覧いただければと思いますが、ございますか。よろしいですか。

先ほどの子どもたちは結婚についていつ学ぶのかという話ですが、関連する情報を述べておきますと、中学校の家庭の授業で家族をつくっていきますといった話があって、先ほど、事務局から説明があったふれあい体験授業みたいなもので学ぶのが高校の保健の授業で、皆さんご存じのとおり学習指導要領という、法令に基づいて文科大臣が告示するものさらに文部科学省が解説するものが出ていて、その2つをもとに教科書が作られますが、その中に結婚生活と健康というところがあって、結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点から理解できるようにする。その際、受精・妊娠・出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、健康課題には年齢や生活習慣などが関わることについて理解できるようにするというので、ここに年齢という言葉が入りました。つまり、年齢と関わる健康課題って何ですかと言ったら、受精・妊娠・出産ということが整理されていて、これに基づいた教科書でそういうことが授業で教えられる、いわゆる糸をそこに垂らすということができるようになったということ。

以前、保健授業は雨の日体育と言われましたが、今の子どもたちは他の教科と並んで熱心に勉強して、かつ学校も熱心に教えていただいているので、適切に年齢や生活習慣という意味が学校の先生たちにも伝わっているのではないかと思いますので、随分変わっていくのではないかと思いますし、当然他の授業で、結婚や子どもを産む・産まないというのは個人の選択であるし、かつ結婚というのも男と女だけではなくてということは、高校だと公民か倫理などの教科書にもしっかり載っていたりして、我々が学んでいたところと比べて、高校になると、大人になっていく中での課題をかなり現代的に高度なことを学ぶということが、私も改めて教科書を見させていただいて、分かりました。

今日は事務局として、子育ての中心の部局と教育委員会に来ていただいているので、また一層連携して計画をブラッシュアップしていただければと思います。

では最後、皆様にお諮りしたいことがありまして、こちらの資料1、資料2については、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆様に異議なく認めていただいたということで、事務局で進めていただければと思います。私の方で預かっている議事進行はこれで終わりますので、マイクをお返しします。皆さん、ありがとうございました。

閉会

(事務局)

会長、副会長並びに委員の皆様、本日は熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日もいただいたご意見を踏まえまして、第3回専門委員会では計画の素案としてお示しをしたいと考えております。

それでは最後に、事務連絡でございます。

本日の会議につきましては、会議録を作成し、公表させていただくこととしております。会議録の内容を事前にご確認いただくため、後日、事務局よりメールまたは郵送でお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。

また、本日の審議会の報酬及び旅費のお支払いに関しまして、ご持参いただいた書類のご提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に、受付へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、次回の専門委員会は7月下旬から8月上旬を予定しているところでございます。日程等につきましては、改めてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日お配りをしております資料につきましては、ご不要でございましたらそのまま置いてお帰りください。

これをもちまして、令和6年度 福岡市こども・子育て審議会 第2回専門委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会